

令和6年第7回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名 請願趣旨	請願人 紹介議員	受理年月日 付託委員会
請願 第 3 号	「食料自給率向上自治体宣言」を求める請願	みなかみ町下津 1272 番地 利根沼田農民連 原澤良輝	令和6年11月20日 産業観光生活環境常任 委員会
		星野 宗央	
<p>【請願趣旨】</p> <p>日本の食料自給率は、カロリー換算で先進国の中でも最低の38%、6割以上を海外からの輸入に頼っています。化学肥料の99%、野菜の種子の9割が輸入に依存している実態から、実際には1割にも満たないとの指摘もあります。</p> <p>国内では、主食である米が手に入らない「令和の米パニック」に直面し、消費者の不安は高まっています。米の需要は増えているにもかかわらず、需給の指標である6月末民間在庫は、昨年よりも41万トンも少ない史上最低の156万トンです。一方、米農家の平均所得は2年連続10000円、時給にすると10円という現状に、米農家は疲弊し、離農が加速しています。</p> <p>群馬県の販売農家数はこの25年間で半分以下になり、特にこの5年間（2016～2020）で24%も減少、耕作地は40年間で半減しています。</p> <p>農業の衰退は地域の衰退に直結します。</p> <p>政府は、2024年の通常国会で「食料・農業・農村基本法」を改定し、食料安全保障を強化するとしながら、食料自給率向上を目指すのではなく、一層の輸入依存方針を推進しました。</p> <p>食料自給率を向上させるために重要なことは、国に「食料自給率向上を政府の義務にする」ことを求めるとともに、市町村が自給率向上目標を持って農業振興に当たることです。学校給食・病院給食をはじめとする公共調達や、直売所など地場流通を促し、安全で新鮮な地場産農産物・加工品を住民に提供する仕組みを支援することです。そうした中で、食農教育の促進、都市と農村の交流、農のある地域づくりを推進することです。</p> <p>そのために、「食料自給率向上自治体宣言」を行い、達成のためのあらゆる政策を検討し、実践することが求められます。つきましては以下について請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 「食料自給率向上自治体宣言」を行い、目標達成のための政策を検討し、実践すること</p>			

令和6年第7回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第2号	ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書	前橋市本町 3-9-10 群馬県労働センター3階 群馬県医療労働組合連合会 中央執行委員長 出浦 匠人	令和6年11月6日 総務文教厚生常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者がその役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとしてケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で、賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のペア評価料や介護報酬の新加算はその目標に到底及ばないばかりか、病院や診療所、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もいるため従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を申請しない使用者まで出ています。その結果、定期昇給分を含めても2.0%程度にとどまる賃上げにしかならず、他産業で5～10%の賃上げが実現している中で、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。</p> <p>現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が広がっています。群馬県の高齢化率は2022年で31.0%と全国平均よりも上回っています。それに対し、群馬県の介護職員数は、2026年度に1947人不足、高齢化がピークに達するとされる2040年度には7845人不足する見通しが報道されました。県内の介護福祉士養成施設では、入学者の減少が続く新卒の介護福祉士の採用が年々困難となっています。23年度は県内10カ所の養成施設で定員480人に対して一般入学者数は129人と定員充足率は26.9%と3割にも満たない状況です。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。</p> <p>日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「看護職員の労働実態調査」では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由(3つまで選択)では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤が辛い」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。</p> <p>コロナ禍で経験した「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足が原因で繰り返すことがないように、また、自然災害対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保が必要であり、そのために賃上げが必要です。</p> <p>私たちは、以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただくよう陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと医師・看護師・介護職員な</p>		

どの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、人員確保のために必要な追加支援策を実行し、支援すること。

2. すべての医療機関と介護事業所等を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

令和6年第7回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第3号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書	高崎市島野町 758-2 政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める群馬県民の会 上田寿江	令和6年11月18日 総務文教厚生常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘(営業)・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会70か所以上で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、改善されました。(資料1)</p> <p>また、「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」実態調査を実施した事例が20以上にのぼります。調査結果によると、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、おしなべて3割以上(3人に1人以上)となっています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態調査をしていない自治体では、その多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛は「なかったこと」にされ続けるのです。(資料2)</p> <p>群馬県内の調査においては、渋川市で議員が一般質問で「市役所内で政党機関誌の勧誘や配布が行われているようだ」と指摘したことを受け、ハラスメント防止対策の検討のため、「市議会議員による政党機関誌の購読等に係る職員アンケート」が行われました(令和6年3月)。その結果、課長級以上の管理職91%が勧誘を受けており、68%(76人)が心理的圧力を感じたと答えました。さらに、勧誘され仕方なく購読しているが、そのうち6割以上が「(今も)やめたいと思っている」と答えています。職員自身の自由意志で購読を判断したのでなく、市議から勧誘され、「必要ないのに、と思いながら、仕方なく購読させられている」現状がここから読み取れます。</p> <p>なお、隣県栃木県の宇都宮市議会議員は、市が行ったアンケートで政党機関紙勧誘時に心理的圧力を感じた職員が50%(55人)にのぼったことを受け、議会で謝罪しました。ここでいう心理的圧力は、より具体的には、「(断ると)今後の業務に支障がでるかもしれないと感じた」ことを指します(職員回答の86.8%)。市議会としても、市議による機関紙勧誘にパワハラが伴っていた実態を重く受けとめ、同市議の謝罪文(以下の文言)を市議会報(令和6年10月30日発行)に掲載。市民に説明責任を果たしました。</p> <p>「政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます。宇都宮市庁舎管理規則のルールに従い、趣旨を踏まえ正確に対応していく。議員としての慎重さに欠けていた点について反省し、今後、さらなる</p>		

議員倫理を自覚し、議会の品位を汚すことの無いよう努めていく」

上記謝罪は、庁舎管理規則に反して「無許可で勧誘をしていた事実」も反省し、改めるとしています。市役所・町役場では通常、営業行為・勧誘行為を行う際は、許可申請が必要ですが、同市議は許可を得ることなく政党機関紙勧誘を行っていたことが発覚したのです。

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。庁舎内のハラスメントは業務への支障につながり、ひいては住民サービスが低下し、住民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなります。そして議員と職員の関係性を不健全にすることは言うまでもありません。

議員による職員に対するハラスメント行為は絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「ハラスメント防止条例」を制定した事例も68にのぼります。

謝罪文を市議会報で発表までしたのは、宇都宮市議会が唯一かもしれませんが、アンケート調査を実施した自治体の多くで、現状を踏まえた対策を施すことができたと思われます。

貴議会においては、職員から行政に相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為に対して心理的圧力を感じている職員がいないかどうか現状把握に努めてください。もしくは「庁舎内では庁舎管理規則により、政党機関紙の営業行為を認めておらず、従って勧誘の実態は一切ない」事を行政と厳格に確認してください。

【陳情事項】

1. 職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。
2. 仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、以後圧力を受ける職員がでないように先行自治体の事例を参考に、適切に対応してください。